

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例  
公布年月日・番号 平成17年3月31日・東京都条例第89号

## 1 概要

破産法（平成16年法律第75号）及び民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため改めるものである。

具体的な改正内容は次のとおり。

(1) 破産法の施行に伴い、条例第8条で引用する字句を改める。

（旧）破産

（新）破産手続開始の決定

(2) 民法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例第6条で引用する字句を改める。

（旧）能力

（旧）一に

（新）行為能力

（新）いずれかに

## 2 施行期日

平成17年3月31日。

ただし、民法の一部を改正する法律の施行に伴う改正規定は、同法の施行の日から施行する。

## 3 問い合わせ先

環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課生活排水対策担当

直通電話 03(5388)3583

都庁内線 42-842